

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 17 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 1 月 14 日 (火)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午前 11 時 37 分
場 所	6 階 全員協議会室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 福井 一朗		
傍 聴 者	2 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前10時00分 開会

◆中西照典 委員長 おはようございます。

平成26年の新春ですが、きょうは市庁舎整備に関する調査特別委員会第17回ということになります。議題は、レジュメにありますように、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）についてということでありまして、その素案を、前々回でしたか、ざっと説明していただきましたけども、この素案をもとに、この議会としても、その中で問題点あるいはそれぞれの支持される案についての議題を話し合っていたらこうと思います。まずは、素案について先回より詳しくお話ししていただこうと思っております。

それでは、亀屋局長のほうから御挨拶いただいて、入っていただきたいと思っております。どうぞ。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 おはようございます。

この全体構想につきましては、執行部のほうから11月に提案させていただいたところがございますけども、きょうは各整備案の検討についてということで中身の議論に入っていきたいと思っております。

それで、まず全体構想の検討に向けての考え方ですけれども、これは、整備に当たって住民投票時においては、この庁舎に求められる機能等の実現に必要な面積の考え方、それから算定の単価に関する考え方、こういったことが統一されておらなかったのが比較することはできない、その2つの案について市民に政策判断を委ねる結果となったということがございます。そこで、この第3次の特別委員会においても、調査報告された検討事項、日本設計ですか、こちらのほうに委ねました調査報告、この検討事項、さらには専門家委員会、この報告をもとに統一した基準を設定した上でこの2号案を整理するとともに、改めて整備について検討を進めてきたところがございます。また、この2号案の検討の段階では、庁舎機能は現状維持を基本として適正な規模であるのかというようなことがあるのですが、この既存する本庁舎、それから第2庁舎、これ以外の5つの庁舎の活用方法、こういったものが明確にされておられません。そこで、この本庁舎については耐震性については確保できるけども、この建物の老朽化、それから求められる機能、こういったものに対する対応については先送りされた形となったところがございます。そこで、全体構想の策定に当たりましてはこの7つの庁舎の活用を明確にし、その長期的な経費の削減を前提に、実現できる機能等、こういったものを総合的に検討を進めていくこととして検討を進めてまいりました。

この全体構想で示す4つの整備案については、現本庁舎を耐震補強するのか、また不足する庁舎面積を確保するために新たな施設をどこに建設するのかをポイントに整理し、可能性のある案として検討したものでございます。新庁舎の検討の中でカバーできます庁舎規模、機能、こういったもの以外の本庁舎における老朽化、それから求められる機能については、バリアフリー等ですけども、こういったものについては整備案の中でこの2、4においては現状のままですということで、整備案については整理させていただくところがございます。

内容につきましては、次長のほうからポイント、考え方、基準になるところですね、そういったものは改めて説明させていただきたいと思っております。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、じゃあ私のほうから説明のほうをさせていただきますので、皆さんお持ちになっていると思うのですが、全体構想の素案ですね、この厚い冊子ですが、お持ちになっていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。もしないようでしたら、こちらで用意していますので、申し出ていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、そうしましたら、私のほうからまずは市庁舎の現状について改めて説明させていただきます。

まず、22ページのほうを開いていただきまして、下のほうに(2)として既存庁舎の状況の一覧表がありますので、これをごらんいただきたいと思います。左のほうから、現本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎など7つの庁舎がありますが、現時点では、皆さん御案内のとおり都市緑化フェアが終了しまして、文化センターにはそこが入っていたわけですが、そこがなくなりましたので、庁舎機能、今はなくなっておりまして、6つの庁舎というような形になっております。

まず、庁舎の老朽化と耐震性能について見てみますと、本庁舎は、ここに書いてありますように、築後49年ですね。第2庁舎は築後45年であり、老朽化が進んでいるということがわかります。また、I s 値も本庁舎は0.2でございますし、第2庁舎は0.24と、いずれも耐震上も危険な状況にあるということがわかります。一方、駅南庁舎は築後24年と、さざんか会館は築後23年でありまして、またいずれも新耐震基準になりました昭和56年の6月以降に建設されたものでございますので、通常の耐震性はあるというふうに考えております。

立地ですが、この表には記載されておられませんけれども、鳥取駅を基準にして考えてみますと、駅と本庁舎は約1.1キロ離れております。駅と駅南庁舎は約0.3キロ距離があります。また、本庁舎と駅南庁舎は約1.4キロメートル離れている状況がございます。こうした状況から、庁舎の分散している影響としましては、この素案の中にも出てまいりますけれども、来庁者の方の庁舎間の移動が発生しまして、本庁舎あるいは駅南庁舎からほかの庁舎へ案内した件数は年間約4,500件出ております。大変市民の皆さんに不便をかけている状況があるということでございます。

また、これは職員の話ですが、電子決裁等で業務の効率化は進めておりますけれども、やはり会議であるとか協議で職員の庁舎間移動が年間2万5,830件も発生しております。ちなみにこの素案の25ページをちょっと開いていただけたらと思いますけれども、庁舎機能分散化による経費比較というものを行っております。真ん中のところですね。後でまた見ていただきますけれども、こういった形で年間2万5,830件の庁舎間の職員の移動が発生することによりまして、やはり人件費であるとかガソリン代であるとか、そういったことで多くの経費が必要になっているということがわかっております。

申しわけございません。またちょっと22ページのほうに戻っていただきまして、ちょっと表には記載はしていませんけれども、庁舎のバリアフリーの対応についてですが、駅南庁舎のほうはスペースの関係で通路が狭いと、車椅子の使用者の方が通行しにくい箇所があります

し、また本庁舎とか第2庁舎は建設当時にバリアフリーという考え方がなかったということで、車椅子使用者が通過しにくいということや、扉の構造とか、あるいは狭い室内通路であったりとか、そういった状況がありますし、多目的トイレの各階整備がなかったりとか、本庁舎の6階には女子トイレがないというような状況があるということがあります。

それと、この表の中で駐車台数というのが書いてございますけども、市民利用の駐車台数としては、本庁舎は151台、駅南庁舎は204台、さざんか会館は88台あります。本庁舎では大きな会議とか、あるいは隣の市民会館でイベントがあったときはやはり満車になることが多いということで、これはデータによりますと、開庁日の6割は満車状態となっている状況があります。また、駅南庁舎も立体駐車場は市役所の利用者だけじゃなしに図書館利用も多いということで、また特に確定申告時期がございまして、そのときは利用者が多いということで満車状態が発生していますし、隣のさざんか会館での健康診断とかイベントが行われるときも満車状態となっております、こういった状況があるということでございます。

それと、庁舎の行政の事務機能面積としては、下から3つ目に、うち庁舎利用という欄がございまして、本庁舎は6,809平米あります。ここには書いてございませぬけども、議会の機能が1,471平米ございまして、この面積を引きますと5,338平米となります。職員、その下にありますけども、304人で割りますと、1人当たりの行政の事務面積としては17.6平米になります。同じような考え方で、第2庁舎については11.4平米ですね。駅南庁舎につきましては17.4平米となっております。これは、他都市の事例があるのですが、いわゆる中央値といいますが平均値ですけども、それが24.4平米ということがわかっております。比較すると狭いということがわかるかなど。例えば本庁舎であればその中央値の約7割程度の面積しかないというような状況があります。

いろいろ申し述べてきましたけども、以上の点から、これまでありましたように、本庁舎、第2庁舎というのは耐震性が欠けているだけでなく、老朽化が進んでおりますし、また狭いと、あるいはバリアフリー対応とか駐車場も不十分だと、そういうことで防災、市民サービスの観点でも問題があるという状況がありますし、また駅南庁舎、さざんか会館は通常の耐震性はありますけども、やはり駐車場不足とか、またスペースが狭いということでプライバシーの確保とかバリアフリーの対応が不十分ということで、これまた市民サービスの観点から問題があるというふうなことがございまして、このような現状について改めて説明させていただいたわけですけども、こうした現状を踏まえまして、耐震性を備えた防災拠点の確保と市民の利便性を最優先にした庁舎整備が待ったなしの課題であるということは共通認識で持っていただけたかなというふうに考えているところでございます。

そうしましたら、市庁舎整備の全体構想、この素案のポイントについて御説明させていただきたいと思っております。

市庁舎整備に当たっては、第3次の庁舎特別委員会で報告されました検討事項がございまして、また、専門家委員会の報告をもとに統一した規模、単価の基準によりまして、機能と費用について整理して検討してきております。7つの庁舎の活用やまちづくりについての考え方を含めまして、総合的に検討して全体構想素案としてまとめてきたということでございまして、ちな

みに、ちょっと資料はございませんけども、第3次の庁舎特別委員会で報告された検討事項というのがございまして、これにつきましては住民投票での2号案を実現化をするために条件を一部変更された案についての今後の課題ということでございますけども、それにつきましては、基本計画時に検討すべき事項として、1つ目として、新第2庁舎の建物ボリュームにかかわる事項がありました。これは今後どれだけの延べ床面積が必要となるのかの検討が課題だったということがございます。2つ目としては、環境整備などの建物整備に係る事項が課題であったということがございます。次に、基本計画時に、今度は調査ですね、調査すべき事項としては、本庁舎の建物非構造部材、あるいは建築設備の現状強度の調査が必要であったということでございます。これは防災拠点として必要な改修を行うための調査のことということでございます。これらの項目全てを検討し尽くしたわけではございませんけども、重要な観点の一つとして素案の策定に当たっては参考にさせていただいているところでございます。

素案の中身でございまして、全体構想の柱としまして、素案の4ページから7ページです。一々は細かくは説明しませんが、以前も御報告させていただきましたけども、4ページから7ページにかけて、1番目が防災機能の強化ですね。2番目が市民サービス機能の強化。3番目が庁舎機能の適切な配置。4番目が活力と魅力あるまちづくりの推進。5番目が現在及び将来にわたる費用の抑制。この5つを方針とさせていただいています。これを踏まえまして、具体的な市庁舎整備をどのように考えるかということで前提条件を整理したということでございます。

素案の11ページをちょっとごらんいただけたらと思います。素案の11ページが、ここにありますように、市庁舎整備の内容検討に当たっての前提条件ということでございます。大事なことは、(1)の基本的な指標で庁舎機能の基準となる職員数があります。これは、ここに書いてありますように、市が平成23年3月に策定しました鳥取市定員適正化計画を踏まえまして、現在の本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館、文化センターの本庁機能、さざんか会館の窓口業務の実現のために必要な職員数は863人というふうになっております。863というのは大事な数字だということでございます。

それと、その下の(2)で、本庁機能を担うために必要な面積として、この今の表にありますように全部で約2万3,500平米としております。内訳は、行政事務機能に必要な面積として2万1,100平米、議会機能に必要な面積として約1,100平米、防災機能の強化に必要な面積として約1,300平米でございます。まず行政事務機能に必要な面積というのは、先ほどもありましたけども、専門家委員会で議論されまして、他都市の事例を参考にすべきということで、特例市、既に新築した5都市がございまして、これの中央値として、職員1人当たりの面積、約24.4平米としております。それを職員数863人に乗じて出しております。次に、議会に必要な面積というのは総務省基準がございまして、約35平米ですね。議員1人当たりの面積としては35平米でございます。新たな議員定数が32名となっておりますので、それを乗じてこれは出しておるということでございます。それと防災機能、これは市民交流機能を含みますけども、この強化に必要な面積は、これは素案のほうの5ページにも、防災の中でも出しておりますけども、災害対策本部会議室であるとか防災情報システム管理室等、あるいは防災災害備蓄倉庫、多目的スペース

などが必要ということで、他都市の事例とか内部の検討によって約1,300平米としております。この2万3,500の内訳の考え方はこのような形で出しておるということでございます。

それと、(3)で既存庁舎の活用の考え方でございます。局長の冒頭の説明にありましたけども、やはりこの活用の考え方について明らかにするというので、庁舎整備に当たっては、庁舎機能をできるだけ集約して適切に配置するために既存庁舎の活用について検討しております。なお、現本庁舎を活用しない場合、する場合も、いずれの場合も先ほどの2万3,500平米に不足する本庁舎機能面積を確保するために新たな施設の面積、施設が必要となってくるということになります。現本庁舎については、考え方としては、活用することを基本として建設費用やライフサイクルコストを検討して比較してきております。ワーキングの中でそのような検討をしてきております。引き続き活用する庁舎としては、駅南庁舎、環境下水道部庁舎、さざんか会館としております。機能面を最重視すれば新築等が望ましいわけですが、機能の強化と費用の抑制の観点から耐震性のある駅南庁舎は引き続き活用するというふうにしております。また、さざんか会館の中央保健センターは市民の利便性の向上のために駅南庁舎へ移転して、あいたスペースについては本庁舎の機能の一部、これはまだ想定ですけども、各種委員会等を配置することとしております。また、環境下水道部庁舎は引き続き現状どおり活用するという考え方でございます。また、活用しない庁舎としましては、第2庁舎、福祉文化会館、文化センターを考えています。第2庁舎につきましては、耐震性に問題があるということとか老朽化、維持管理も増大するということから活用しないとしておりますし、文化センターと福祉文化会館はその施設の目的に応じた利用が望ましいということから、また分散化の解消のためにも活用しないという考え方で整理しているところでございます。

12ページのほうをお開きいただきたいと思います。庁舎機能の再編と整備内容の比較検討を行っております。先ほどの既存庁舎の活用の考え方に基づいて整理しております。駅南庁舎の有効活用を前提条件として、現本庁舎を活用しない場合と耐震改修して活用する場合、新たな施設を旧市立病院跡地に整備する場合と現本庁舎敷地に整備する場合で、この表のように4案が考えられたということでございます。局長も説明しましたけども、整備案の2と4、これは現本庁舎を耐震改修して活用する案でございます。住民投票の2号案の現地耐震改修及び一部増築案、これにつきましては改修後の本庁舎が約5,900平米とされていますし、新第2庁舎は約4,380平米と、そういった規模が想定されています。そういった2号案を踏まえての検討を行っているということでございます。また、現本庁舎を活用しない案として、整備案の1と3を検討しているということでございます。

隣の13ページの本庁機能の配置の想定のほうをごらんいただきたいと思います。ちょっと表としては見にくいのですが、ここに新たな施設とあります。いずれにしても必要な新たな施設の面積としては、整備案1と3は現本庁舎を活用しないために本庁舎の6,800平米を含めた面積が必要となりますので、約1万7,400平米ですね、2万3,500から駅南であるとか現本庁舎であるとか、そういったものを引けば1万7,400平米となるということでございます。整備案の2というのは、現本庁舎を活用するために必要な面積は約1万600平米となります。ここの要するに配置部署、これはあくまでも想定でございますけども、現本庁舎を活用しない整備案1と

3は、防災であるとか窓口機能であるとか中枢機能を含めてかなり集約化が図られることになり
ます。

その下ですね、駐車場確保の想定もしております。これにつきましては、2行目から3行目
に書いております防災機能の確保ということで、これは防災面から検討して約200台分の駐車ス
ペースが必要となっておりますが、新たな施設では整備案1と3の配置部署の想定から来庁者
見込みが1日1,400人ということで、これを必要な駐車台数にしますと157台が必要となるとい
う計算になります。整備案2というのが1,187人で133台というふうな形になります。整備案1
と4は新たな施設は旧市立病院跡地ということになりますので敷地内で200台の駐車場は確保
できますが、整備案2と3は現本庁舎敷地のため平面での駐車は200台確保できませんので、立
体駐車場が必要となります。整備案3ですけれども、現本庁舎は活用しないで新たな施設は現在
地の場合ですけれども、ここでは立体駐車場を検討しましたけれども、立体駐車場よりも新たな施
設の1階部分を駐車場にするほうが費用が安いということから、そのほうを採用しているとい
うふうに考えております。

ちょっと14ページをお開きいただきたいと思います。これは庁舎整備の内容の比較検討をし
ております。先ほど説明しましたけれども、ここで一覧表で示してありますのでこのほうがわか
りやすいということで、ちょっと改めてでございますけれども、左から整備案1ですけれども、本
庁舎は活用せず旧市立病院跡地に約1万7,400平米で6階建て以下の建物を新築と、平面での駐
車場として200台が確保できるというふうになります。整備案2は、現本庁舎を耐震改修して活
用するというので、現在の本庁舎の駐車場敷地に約1万600平米で9階建て程度の建物を新築
するということになります。その隣接に、これは5階建てを想定していますけれども、立体駐車
場を整備して平面と合わせて200台を確保するということになります。整備案3は、現本庁舎を
活用せず現在の本庁舎駐車場敷地に約1万9,400平米で、10階程度の建物になりますけれども、先
ほど話をしましたように、1階に約2,000平米の駐車場を確保しますので、そういった、9階建
てですので、実際には行政事務に活用する面積としては整備案1と同じ約1万7,400平米となる
ということになります。1階の駐車場と平面を合わせて200台を確保するということになりま
す。最後の整備案4は、現本庁舎は耐震改修し活用します。旧市立病院跡地に約1万600平米で6階
建て以下の建物を新築するというので、駐車場は平面で200台確保できるということになりま
す。この4案につきましては、専門家委員会で示されました庁舎整備の判断ポイント、これは
左でずっと縦列にしていますけれども、防災機能であるとか市民サービス機能であるとかアクセ
ス、駐車場、工事期間と期間中の対応等の項目と機能の強化の比較を行っております。また、
次のページには費用の抑制の観点からイニシャルコスト、ライフサイクルコストの比較を行っ
ております。比較検討の内容についてはちょっと省略させていただきます。

費用、いわゆるイニシャルとライフサイクルコストの考え方についてどのように検討したか
を説明させていただきますので、24ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、概算事業費の試算でございますけれども、専門家委員会の議論があって、他都市の、こ
れは免震工法で新築した事例の設計単価の中央値、1平米当たり約34.1万円を基準としており
ます。それに延べ床面積を乗じまして建設費を出している。また、設計監理費につきまして

は、国土交通省の基準を踏まえて試算しております。ただし、現本庁舎の耐震改修につきましては、費用を抑えるために一般耐震補強として試算しているということでございます。また、その他の費用はこれまでの調査検討結果とか見積もりなどをもとに試算しているということで、このような算出方法によりまして、表にありますような設計監理、建設費等、その他経費、その他経費につきましては地盤あるいは測量の調査、土壌汚染の調査等がありますし、本庁舎、第2庁舎の解体費、移転費などがございます。この3つの区分に分類して費用を算出しております。また、消費税については5%と、土壌汚染対策費用は含めていないということで、整備案2であれば仮庁舎が必要となりますけれども、今回含めておりません。ということで、合計費用として、左から整備案1は約65.6億円、整備案2は約58.7億円、整備案3は約74億円、整備案4は約49.3億円というふうになります。

その下に財源と市の実質負担を比較しております。財源としましては、基金ですね。これは公共施設等整備基金ですが、これと合併特例債がございまして、合併特例債は起債対象事業の95%の充当をして、そのうち返済する元金、利子、これは金利1.7%、1年据え置き20年償還を想定しておりますけれども、返済額の約7割が返済年度に交付税措置されますから、合併特例債の実質返済額と基金と合わせて市の実質負担もここで示しております。数字のほうはちょっと申し上げませんが、こういった形で示しております。

次に、25ページのランニングコストの比較をごらんいただきたいと思います。左から現本庁舎、駅南庁舎、新たな施設、立体駐車場の建物について、平米当たりのランニングコストを試算しております。建物の使用年数というのは建築物のライフサイクルコスト、一般財団法人の建築保全センター、この資料を踏まえて65年と設定しているということでございます。ランニングコストにつきましては、表の左の縦列にありますように、上から保全コスト、これについては施設保守、警備などですが、それと改善コスト、模様がえなど、運営コスト、光熱水費など、一般管理コスト、管理事務など、修繕コスト、建物、設備の修繕など、こういったコストを合計したものでございます。これまでの庁舎にかかった実績であるとか資料のデータをもとに各施設の平米当たり、年当たりのランニングコストの単価をここで出しておるということでございます。合計の左からコストが高いというふうな状況がわかると思います。この単価と対象床面積と使用年数を乗じますとその施設のランニングコストが出てくるということでございます。こういったことから、本庁舎のほうも使い続けますと費用がかかるということがこのコストでわかるということになります。

市庁舎の現状でも説明させていただきましたけれども、下の庁舎機能の分散化によりまして経費の比較をしております。庁舎間移動により余分な経費がかかるということをお話しさせていただきましたけれども、この4案は庁舎配置が異なっておりますので案ごとに経費も変わってきます。ランニングコストの算定に当たりましては、本来はその影響も加味する必要がございませぬけれども、今回は含めておりません。

済みません、長々と説明しておりますけれども、26ページをごらんいただきたいと思います。先ほどのイニシャルとランニングのコストを合わせてライフサイクルコストとして4つの整備案について試算しております。ここでは合併特例債の期限の平成32年3月末までの整備につき

ましては合併特例債の効果、すなわち市の実質負担額をもとに試算しております。整備完了は2018年、平成30年を想定し、建物の使用年数は65年としております。全体構想の素案のチラシでも掲げておりますけども、先ほどのイニシャルと26ページの整備完了後50年間ですね、下のほうにございますけども、50年間のデータを掲載してチラシで説明しているということがございます。現本庁舎を耐震改修して活用する場合は、現本庁舎は2029年、15年後の建てかえとなりますし、駅南庁舎は2054年、40年後には建てかえになるという想定で試算しております。あくまでも想定です。27ページにありますように、10年、20年という形で100年まで試算して出しているということになります。

済みません、最後ですけども、もう一度14ページにちょっと戻っていただきまして、4つの整備案につきましては、専門家委員会で示されたその判断ポイントをもとに、それぞれの特徴を記載して比較しております。右上のほうに赤字でメリット、青字でデメリットというふうに記載しております。いわゆる防災であるとか行政事務機能の面積であるとか、そういったものについての特徴を記載していますけども、赤字はメリット、青字はデメリットとしてわかりやすくしておりますし、その結果、二重丸が大幅に改善されると、丸は改善されると、三角は現状、バツは悪化という形で定性的に比較しております。その結果を、16ページになりますけども、まとめております。

私のほうの説明は以上でございます、この素案におきますこの施設の規模等は引き続き検討していくということでございます、一つの目安と考えておりますので、ぜひ御議論いただきまして御検討いただきたいと考えております。ありがとうございました。

◆**中西照典 委員長** 素案について先ほど説明がありました。庁舎に関するこの特別委員会は、御存じのようにそれぞれ主張があるわけでありまして。ただ、この資料をもとに、それぞれの思われること、あるいは主張がそれぞれ異なるわけですが、やはり議会としても庁舎に関しては真剣に前向きに進めていかないといけないということを確認しておりますので、今それぞれの4つの案があります。これは執行部が出しているわけですけど、ほかにも案があるかわかりませんが、ここをもとにそれぞれ議員の中で検討あるいは調査、進めていきたいと思っております。

きょうは今説明がありました文言とかわかりにくいところを確認していただきまして、それぞれ会派に持ち帰っていただいて、このことをもう少し深く進めていただいて、これは委員長としての思いですけども、なるべく、できれば一つの方向で中間発表の中に何か皆さんで合意できたものを発表できたらなと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

それでは、何かこの説明の中でわかりにくいところや問題がありましたら御質問いただきます。どうぞ。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 説明の中身じゃないのですけれども、先ほど委員長が中間発表で何か方向性をみたいなことを言われたのですが、その中間発表というのは大体いつごろのことを考えておられるのですか。

◆**中西照典 委員長** 2月定例の中にもしもできれば、やはりこれから新しい市長が選ばれるわけですけども、議会としてはこういう意思があるのだよということが皆さんで合意できれば、そ

うということが提案できたらなというふうに私は思っております。これはこれからの皆さんの御意見や、議会の各党派もありますので、その中の意見をまとめられたらというふうに思っているところであります。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 2点お伺いしたいと思います。

まず初めに、バリアフリーの関係ですけれども、現在の職員数の中で、職員の方で車椅子を使用されている方、それから障がいをお持ちの方の人数をわかれば教えていただきたいと思えますし、また現本庁舎でもそういう車椅子をお使いになっている、もしくは障がいをお持ちの方の職員のそういうさまざまな動線上非常に不都合な場面もあるかと思えますけれども、そのような声が、どのような声が職員の中にあるのかお聞かせいただきたいことが一つ。

それともう一つは、14ページ、15ページの比較表の中の防災機能ですけれども、整備案1から4まで防災機能それぞれ災害対策拠点として必要な機能は満たすことができるというふうになっているわけですが、これは新耐震の基準に沿って耐震改修すればこの災害拠点として機能は果たせるのだということかと思えますが、根拠となる法律ですね、災害対策基本法とか、バリアフリーの場合だとバリアフリー法とかあるわけですが、根拠法を教えてくださいというふうに思います。とりあえず2点です。

◆中西照典 委員長 どうですか。わかりますか、今。調べなきゃ……。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、車椅子の使用者の職員の数であるとか障がい者の方の人数につきましては今時点で即答できませんので、もう一度ちょっと調べさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

◆中西照典 委員長 それは次回でいいですか。じゃあ、次回の会で。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 あわせて職員の声ですかね、そういうものもしわかればと思っています。

◆中西照典 委員長 根拠法というのがありましたね。わかりますか。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。新しい建物を建てれば、その基準については、最初ありましたように、I類であるとか甲類であるとかA類であるとか、そういうのを目指すということで、ただこれは、根拠法というよりも、防災計画ですか、その中でうたってあるものだと思います。

◆中西照典 委員長 詳しく、法律がなければ建物は建てられませんからね。今のきちっと根拠法を次の会に提示してください。よろしいですか。いいですか。お願いします。

そのほかに。

下村委員。

◆下村佳弘 委員 庁舎の大きさのことですけれども、庁舎のスペースが問題になっておまして、その中で職員1人当たりの面積、これ説明がありましたけれども、これ人数を決められて庁舎の大きさを決められておるのだというふうに思うのですけれども、この推進会議の中に職員組合の

代表の方って入っておられないですよ。それで、どうやってこういったものというか、面積というの、職員の意見をどういうふうに取り入れられたかということをお聞きしたいというように思います。

◆中西照典 委員長 いいですか。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。職員組合からの特に意見というよりも、これは専門家委員会で議論していただいた中で特例市というのが身近な事例としてありますので、それを参考にしたらどうかということで、その中で参考にさせていただいて一つの判断ポイントとさせていただいています。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 それでは、職員のほうから、じゃあ今では狭いということ、あるいはもうそんだけも要らないのじゃないかというような御意見は全くいただいておりますということですね。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 鳥取市におきましては、職員組合と労使が共同でやります労働安全衛生委員会、これは法律に基づいて立てられたものですが、その中で職員の環境、職場の環境ですね、そういったものについてはもう以前からずっと話はしておりますので、庁舎の狭隘さということについては以前からずっと話は上がっております。そこで、今回の整備に当たっては、1人当たりの面積、こういったことも考慮しながらやっていくということで、具体的にどれぐらい必要なかということはその中では議論しておりませんが、議論には上っているというのが実態でございます。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

そのほか、どうでしょう。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 改めてお尋ねしますが、今回4つの案が出ていますので、新築移転が2つと耐震改修が2つなのですが、どうしてそういう新築移転と耐震改修とそれぞれ4つ出してきたのかと。全て耐震改修で検討した案ではなくて、どうしてそういう案になったのかというのをちょっと再度改めてお尋ねをしたいと思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 庁舎整備に当たりましては、先ほどちょっと冒頭で説明させていただきましたけども、住民投票時において策定された1号案、2号案というものについての条件というものが、これは2号案については、その機能、規模等については最終的には執行部のほうで検討してもらえばということで、その段階では議論されてなかったということでございます。そこで今回検討させていただいた中では、その機能ですね、特に機能を考えていく段階で災害対策、それから住民のサービス、こういったものを基本的にどういったものが庁舎として整備されなきゃならないかというようなことから、その敷地の面積、こういったものも含めて、建物の大きさ、これを検討していく中では、現状の敷地の中では難しいじゃないかというような

ことから、新たに1号案で示しておりました敷地、市が保有している7つの全部の庁舎を比較検討していく中では、敷地の広いところにおけばそういったものが考えられるじゃないかというようなことも含めて、そこで新庁舎ということも検討を……。新庁舎でなしに市立病院跡地ですね、そちらのほうにおいての整備ということも考えられるというようなことから4つの案をここで上げてきたわけでございます。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 要は機能とか規模とかを考えたときに、この現本庁舎を使った考え方ではなかなかできない部分もあるので広いところで新しくしたらどうかという考え方から、その新築移転の案も検討の案の中に出てきたということですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そういう考え方でございます。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そうしましたら、そういう考え方が出てきたというのは、議会の特別委員会で何か方向性が示されなかったからとかっていうことでは、全く関係ないということですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 整備に当たって最終的にどういったことがいいのかということが、2号案をもとにということのようなことで進めていくということのようなことも示されませんでした。ですから、改めてその機能、この規模、こういったものを中心に考えていく段階で2号案をもとにしていくということは執行部のほうがやったのですが、それでは賄えない、こういった別のケースもあるのだ、費用の件についてもいろんなことが考えられるのだということのようなことで、改めてそういう形で再浮上してきたということでございます。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そうしましたら、議会での特別委員会での議論とは別に、新たにといいますか、執行部のほうで一からといいますか、ゼロからということのかな、何かそういう形で考えたというふうに理解したらいいのですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ゼロからということではございません。今まで何年間も、特別委員会1次から3次まであったわけでございますし、その中で出たことも踏まえて総合的に判断してきたということでございますので、全くゼロからスタートしたということではございません。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 24ページですが、費用、工期の比較的資料で整備案2の件ですけどね、一応これについては説明があったとおり文化財とかヒ素の処分代、それは10億とか言っとられましたけど、その分は含まれてないということですし、この一般耐震補強については、試算についてですけど、こういうことについては日本設計も言われていましたけど、今の地下の部分が非常に、基礎免震すると3メートル、4メートル、地下を全部掘らなきゃならないということで、もたないということで、床版全部壊して新しく床版を打つ、あるいは二段層になっているところで、二段層を掘るためには地中壁、いわゆるボーリングを掘りながらコンクリートを

詰めていく、コンクリートの壁をつくるのか、そういうことをせにゃいけんということで、こういう費用なんかは標準的には入ってないわけですね。その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

◆中西照典 委員長 どうぞ、亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 2号案につきましては、これ一般耐震ということで考えております。ですから、免震という形で2号案については考えられておったのですが、いわゆる残土処分、こういったものに多大な経費がかかってくると、それから文化財が地下にはあるというようなことで、安く上げる、耐震に関しては一般耐震をつくる方向で、ですから2階建て部分ですね、ここについても現存のまま残していこうじゃないかというような形が一般耐震の場合はできるというようなことで、かなり経費については抑えていくという方向で考えております。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 抑えろというのではなしに、標準的な分ということでしょう。極端に言えば、県庁並みの真四角なものに矢板を打ちながら基礎を出して、基礎に免震やっていくという、その工法ですね、標準的な。ですから、地盤の床版の部分、床の部分全部壊してコンクリート打ちかえたり、あるいは一番地下層に対しての壁をだんだん打っていくと、打ち込んでいくという、コンクリートの壁を、そうしてからまた掘り起こして直すと、そういう技術的なことは、安くしようというのではなしに、一般的に出しているからそれはまたかかるということですね。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 工法自体を免震工法ではなく一般耐震工法を採用して、それで第2号案については計画を上げさせていただいたところでございます。ですから、免震工法でしたらさっき寺坂委員さんがおっしゃるように当然地下部分についてのメンテナンスが必要になってくるのですが、一般耐震ですから、いわゆる外向きにはりをつくるというような形の耐震で本庁舎については考えていくということで今回は上げさせていただいたところでございます。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 専門監のほうからちょっと。

◆中西照典 委員長 じゃあ専門監、どうぞ。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 今局長が申し上げましたように、今回のこの整備案2の耐震方法というのは、いわゆる筋交いを設けたり耐力壁をつけたりといういわゆる一般的な耐震改修の方法であって、制震であるとか免震であるとかいう方法ではないと、あくまでも免震にするとヒ素の土をたくさん掘らないけんとかいろんな問題が出てくるので、一番安く上げる方法の耐震改修ということで考えたということでございます。以上です。

◆中西照典 委員長 ちょっと私から。いわゆる、つまりこういうとこに筋交いが入ることですね。はい。その方向だということですね。

そのほかに何かこの中で。

下村委員。

◆下村佳弘 委員 今のちょっと補足の説明をいただきたいのですが、整備案3の場合、埋文の調査がありますし、それからヒ素が出るかもわからないということで、そういったような費用の部分というのはどういうふうな扱いになつとるのでしょいかね。

◆中西照典 委員長 どうぞ。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 次長のほうからも説明申し上げましたけども、土壤汚染調査について今回は全て関係あるものについて見ております、この調査についてはですね。ただ対策費につきましては、例えば市立病院跡地について土壤汚染調査も行っておりませんので、どれぐらいじゃあ関係があるとか、じゃあ掘り方の土はどのぐらいということがわかりませんので、その対策の費用については見ていないということで、調査は見ております。以上です。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 整備案1じゃなくて3の場合ですね。3の場合はこの敷地にとということになろうと思うのですが、その場合です。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 先ほども申し上げましたように、この場合もそのヒ素についての費用は見ていないと、整備案3は1万9,400のその掘り方をやるのですけれども、ヒ素についての対策費はこの中では見ていないということでございます。

◆中西照典 委員長 下村委員。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 済みません、一応……。

◆中西照典 委員長 ちょっと待って、じゃあ、亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 整備案3については免震工法という形で考えておりますので、当然土壤汚染対策によって残土処分というものは出てくるのですが、その費用については見ていないということでございます。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 じゃあ、調査というのはあって、それは見てあるということと、埋文の分も見てあるということですね。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、その土壤汚染調査につきましては、ここはもう既に行っておりますので……（発言する者あり）はい。行っておりますので、その調査費の今後の埋蔵文化財の調査費については見ております。ですから、対策費は見てないのですが、埋蔵文化財の調査の費用についてはここは見てあるということでございます。ただ、土壤汚染調査も行っておりますので、ここはもう見る必要がないということです。以上です。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 僕ちょっと認識不足かもわかりませんが、前の駐車場の部分というのもやっであるわけですね。

○（ ） やってあります。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

ほかにきょうの説明で何か。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 13ページの本庁機能の配置の想定ですが、ここのうち駅南庁舎が共通ということになっておりまして、これはランニングコストにもかかわってくるのですが、この中央保健センターがさざんか会館から駅南庁舎のほうに移転をしていく、そこでこの子育て拠点というようなことになろうかと思えますけれども、これについてはわかるのですが、このまちづくり機能ですね、次回で結構ですので、地域振興、それから農林水産、経済観光などというふうになっておりますけれども、それぞれ庁舎間移動に係る人件費とか、そのことをお示しいただきたいなと思えます。先ほどの御説明では、全体で、電子決裁とか今やっておるけども、2万5,830件庁舎間移動があつて、それでこの経費もかさんでいるのだという御説明があつたわけですが、このまちづくり機能の部分においての人件費とか物件費、それぞれお示しをいただきたいと思えます。次回で結構です。

◆中西照典 委員長 ありますか。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 次回にちょっと精査してお示しさせていただきたいと思えます。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。

じゃあ、副委員長。どうぞ。

◆吉田博幸 副委員長 駅南庁舎の駐車場も割といっぱいになりよると思うのですが、日本海新聞の駐車場を初めごろ使ってもらっても市のほうが見るといふようなことがあつたと思うのだが、その利用状況というか、実態みたいなものがわかれば。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、以前ちょっと調査したものがあつたようですので、また調べてお示しします。

◆中西照典 委員長 それでいいですか。

それでは、ほかに。

じゃあ、椋田委員。

◆椋田昇一 委員 この4案比較でこれ出ていますけど、もともとというか、これまでずっと執行部が一番いい案だということで進めてきた前回の基本計画案がありますよね。それと、この4案、あるいは4案の中でも執行部が一番いいとされている案との比較、それぞれメリット、デメリットですね、そのあたりが示されていませんが、それはなぜですかね。比較検討ですね。一番ええと思ってやってきたものとの比較検討が全く示されていない、検討されていないのじゃないかと、それはどういうことなのだろうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 先ほどちょっと伊藤委員さんのほうからの御質問の中で説明させていただきましたけども、庁舎の全体構想を策定するに当たりましては、庁舎の機能、それから費用の抑制ということから、現存する7つの庁舎についてはもう一度再検討してみようじゃないかということで、駅南庁舎をこれは共通で使用して今後も使っていけるじゃないかというようなことを踏まえまして、そこで移転新築統合というもとの計画案があつたのですが、

その中から駅南庁舎については使用していいんじゃないかということで出発をしておりますので、この全体構想の策定に当たりましては、ですからもともとの計画案との比較ということも当然ありますけども、まずはそこから違った段階でスタートしようということから始まったものですから、比較は表には出しておりません。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 先ほどの伊藤委員の御発言とも関連するのですが、住民投票の結果に基づいての検討でこうこうこうっていうなら、そこからスタートしているということで一つの筋の通った考え方だと思うのですが、先ほど申し上げたように、執行部はこれまで前基本計画を一番いい案だと、全てを統合するのがいいのだと、こう言ってきたわけですし、それをさっきの説明で第2庁舎は使えるからと、7つを検討する中で駅南庁舎は使えるからと。なぜそうなったのか、そのことのメリット、デメリットは何なのかという、ここがわからないですよ。それは今まで進めてきたものとする、ちゃんとやっぱり説明というか、していく必要がある。それは単に今この場で質問が出たから説明するというのではなくて、この検討の中でそもそもやらなければならないものであるはずが、それがやられてなくてこれが出てきたとなると、この出てきたもの自体に対しての評価というか判断がしかねるというふうに思うのですよね。まず、検討されてきているのですかね、どうなのですか。そこだけもう一度。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 新築統合案というものとこの比較ということは当然させていただいた上で、今回の案という形でお示ししているわけでございます。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 だとすると、そのメリット、デメリットですね、これ説明いただくように、後日で結構ですから、資料を含めてお願いしたい。

もう1点は、何回か前のこの特別委員会で私、発言したと思うのですが、この素案が一番最初に出されたときですかね。基本的な考え方という段階でしたかね。総合支所の機能強化という整備のことが項目としては上がっているけれど、具体的に出てないと。それについてはどうなのだと思います、その全体構想をまとめる中でそれは示していきたいと、こういう御答弁があったというふうに記憶しておりますが、これを見るとその段階のものと基本的に変っていないと。その全体構想の中で示していくという御回答とこれとの関係はどう理解したらいいのか、もう一度ちょっと考え方をお示しいただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 総合庁舎につきましては、新施設の耐震化計画というものを別に立てております。これについては年次的に28年度を目標にということで耐震診断をし、それから耐震化というものについての考え方、それについては別のものでお示ししていると思うのです。それと、新たに機能的なものの強化というものにつきましては、災害、それから住民サービス、バリアフリー、こういったものがございますけども、これについては個々に施設を、庁舎を構築しておりますので、これについては個別に検討をしていくということで考えております。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆**棕田昇一 委員** 私が申し上げているのは、個別のこと、しかしそれがこれと分離独立してあるわけではないし、そうであってはならないと思いますから、なおかつ全体構想をまとめていく中でそこについては明らかにしていきたいと、こういう御答弁だったように記憶しているものですから、もし私の記憶違いであればそのように教えていただきたらと思いますが、そこはどのようなのですか。今何か質問と答弁とがかみ合っていないと思います。

◆**中西照典 委員長** 亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** この庁舎整備に当たりましては、一応7つの庁舎ということで前段として全体構想の中でお示ししておるところでございますが、これは先ほども言いましたが、別の流れで、流れというよりも、市有施設の耐震化というようなことで考えておりますので、引き続き、先ほど言いましたように市民サービス、地域のまちづくりを支える地域振興拠点、それから日常生活を支える身近な市民サービス拠点、防災の拠点、こういったことも踏まえながら、今後合併後10年を迎えますので、現在取りまとめております新地域振興ビジョンですか、そういったところで長期的な視野に立って検討を行っていくということで、今、別の考え方でやっているところでございます。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** ちょっとかみ合っていないので、もう意見だけ申し上げておきたいと思いますが、私、12月議会の私の一般質問にかかわってだったと思うのですが、庁舎整備局のほうに御質問というか教えていただいて、いわゆる庁舎とは何を指すのだと、総合支所も庁舎ではないのかと。そうしたら、この法ではこう、市のこの規則ではこうということで、少なくとも総合支所も庁舎です、庁舎の一つだと、こういう御回答といいますか、本会議での問答ではありませんが、そういうやりとりしたと思うのですね。そういう意味でいいますと、まさにこの7つ、単にこの本庁舎だけというのではなくて7つを検討とおっしゃいましたが、まさに庁舎である総合支所、しかもここにうたっているわけですから、それは先ほど新地域のビジョンということをおっしゃいましたが、まさにそういうことも含めて、だとすれば検討していかないいけないことであって、それはそれ、これはこれということではないだろうというふうに思っていますので、先ほども意見申し上げた、これは意見だけ。

委員長、もう1点ね。

◆**中西照典 委員長** どうぞ。

◆**棕田昇一 委員** 先ほどの質疑の中で、一般耐震だとか、あるいは免震だとか制震だとか、不勉強ながら大きく耐震の方法としてはそういう3つの分類があるのだということは私もお聞きしているのですが、しかし、一般の耐震の工法といいますか、やり方にしても、制震にしても免震にしても、まさに今いろんなやり方が出てきている。前回も少し申し上げましたが、同じ条件でもいろんなやり方があるというのが建築というものなのだと、こういうふうに私も教えていただき、認識しておるわけでありまして、そういう意味でいいますと、市の執行部が検討された、この内容、この数値、この方法でのこの数値だけで、冒頭、中西委員長ができればこういう方向でまとめていきたいと言われたことについては、私は無理があるということだけ少し意見として申し上げておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 じゃあ私のほうから。

私は、1点目は、別にここにあるものが全てじゃないです。だからここでこういう方法については一般的にどうだということをみんなで議論してもらって、要するにさっき言われたような建築方法でなくてもどうだということ、それをここで検討してもらおう。皆さんも御存じのように、執行部は一つ案を出します、これを深めていこうじゃないかと。これは一つのたたき台ですから、これをとるとかどれをとるといふのじゃなしに、やっぱり議会として、それぞれ建築に対しては皆さん素人でありますので詳しいことはわからないけど、やっぱり市民のために、鳥取市のためにどういう方向がいいのだろうかということの議論はいろいろ尽くしていただいといるところでも出ればということをやったわけで、この4つの案からどれを選べということではありませんので、その点だけは確認しておいてください。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 会派に持ち帰ってということがありましたけども、この全体構想について、会派に持ち帰って、ちょっと正直私、どんな議論をするのかなと、何を持ち帰って何をするのかなというのわからないのですけれども、でも、あくまでもこれは執行部の考えた案だということだけれども、住民投票したわけですよ。それで何度かこの委員会で住民投票に対してやっぱりちゃんと議論せんとだめじゃないかと言っても、それはあなたの意見でしょとやっていって取り上げてはもらえなかったけれども、本当に会派に持ち帰って議論するのであれば、ちゃんとそこをしっかりと本当に議員として、議会が住民投票したわけですから、そこはしっかりと私、逃げずにやらないと全く先には進めないと思います。それに市民にも本当に説明が付きません。何にもなかったかのように、こういう形がいいじゃないか、こうするほうがいいじゃないかというような議論に乗っかっていくというのは、私は本当にいけないことだと思いますので、ぜひ各会派で、この2ページに住民投票に関することが書かれていますけど、本当にしっかりと各会派でやっぱりこれについては議論をしていくことが必要だと思います。

◆中西照典 委員長 そのような意見であります。

この点は、今までも何回も踏み込むと…、ただこの間の請願の関係もありましたように、やっぱり喫緊の課題であります。もうこれは地震が来れば崩壊するのだというようなことが出てあります。ですから、この市議会としてどうなのだという、庁舎に対してどうなのだというところはやはり進めていかなければならないと思っておりますので、一つのたたき台であります。どういう方向のものがいいのだろう。だから、先ほど伊藤委員が言われたように、住民投票踏まえては、ちゃんとその案も出ておりますので、それをまた深めていただいて、その中でこの庁舎というものがどうあるのがいいのだろうかというのを私は委員会では深めていただきたいと思っております。(発言する者あり) ちょっと待つてね。

それで、一応そういうことですので、それぞれの思いもありますし、伊藤委員のおっしゃったこともありますので、それも含めて、やはり会派でもう一度よく、どういう方向がいいのかなというのはそれぞれの会派ありますので、深めていただきたいと思っております。

では、その点についてまでは一旦ここで打ち切りまして、じゃあ、桑田委員。

◆桑田達也 委員 整備案の中身、素案の中身からちょっと外れることかもしれませんが、委

員会の審議の内容についてなんです、大変この庁舎整備については市民の関心の高いところでもあるわけですし、第3次の特別委員会のときには、ホームページへの掲載であるとか、またケーブルテレビの中継であるとか、広くこの市民への周知ということにも議会として努力をしてきたわけですが、この素案が示されて、そしてこの特別委員会の中でその検討をしている、その審議の内容というものが私はまだ広く市民に伝わり切れていない、そういうふうなふうに思っております。これは委員会で検討いただきたいことですが、3次同様にケーブルテレビ等を活用して市民への周知も図る、また今、事務局のほうに確認しましたら、この特別委員会の議事録はホームページにまだ公開されてない現状もありますので、そういったことも速やかに行って、広くこの素案の中身の審議、審査というものの周知を図っていただきたいなというふうに思いますので、これは提案として委員長に申し上げておきたいと思っております。

◆**中西照典 委員長** 何か2つ、1つはケーブルテレビで放映をするのがいいのかということと、もう一つはこの審議の内容をタイムリーにホームページに載せて市民の方に知っていただくということでしたか。ちょっと済みません。

◆**桑田達也 委員** 1点目についてはそのとおりです。ケーブルテレビについては、これは予算も伴うことですので、また議決も必要だと思います。事務局の中でできるのかな、これ。

それで、ホームページへの掲載については、これは議事録の起こしということが時間がかかると思いますので、なかなかタイムリーにというわけにはいかないと思いますけども、でき次第にホームページへの掲載をということをお願いしたいと思っております。

◆**中西照典 委員長** ちょっと、当然議事録は正式な手続をとればオープンにできるわけです。しかしながら、タイムリーにこれが終わって何日目かに当然のように載るという手続をとってないので、それをしてほしいということですね。

それからもう一つは、ケーブルテレビ等でこの委員会の審議内容を市民の方に広く知っていただいて、その内容を周知していただきたいということのようでもあります。

今、何かそのことについて意見があればしていただいて、これは、ケーブルテレビに関しては委員会だけで決めたからいいというわけではないので、やっぱり議会の全体にかかわることですので、これも一回持ち帰っていただいたらなど私は思いますけども、今ここで何か意見があれば、どうでしょう。

じゃあ、その2点、一応委員会の意思が議会に示されんといけませんので、その2点を取りあえず公開という意味で、持ち帰っていただいて、次の会にそれぞれの会派の意見を聞くと、桑田委員、これでいいですか。じゃあ、そのようにしたいと思っております。

そのほか、よろしいですか。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 次回の議論の中でですけど、先ほど伊藤委員がおっしゃった前回の住民投票の結果、これの扱いというか、その部分がきちっと明確になってないという部分でずっと伊藤委員は言ってこられたと思いますので、どうもこの部分を我々、この特別委員会の中で一度整理をしないとなかなか本論に入っていけない状況があるのかなと思うのですが、これはちょっと伊藤委員に意見を聞かせていただいてよろしいですか、議員間討議みたいな格好になりま

すけど。

◆中西照典 委員長 じゃあ、これから議員間討議ということにしますので、じゃあ伊藤委員、有松委員の質問に教えてください。

◆伊藤幾子 委員 私は当然今の状況はおかしいと思っていますし、住民投票したのに何かわけもわからんままこういう形になっているのだけでも、議会としてやっぱりその部分、市民説明会をしましたよね、議会で、去年の2月か。それ以降、議会としては本当に何も議会としての考えを述べたりはしてないと私は思っているのですよね。市長は好きなように何か専門家委員会をつくったりとか、専門家委員会は意識調査したりとか、本当に住民投票を何か白紙にするような、なしにするようなことをどんどんどんどん議会の賛成多数で進められて、やっぱりそこで本当に住民投票した市民にとってはわからない部分だと私はずっと感じているので、新築移転したい市民にとってもですよ。住民投票までしたのについていう、その部分、すごく議会として、本当にあれが市長の言うように、何ていうのかな、間違っているとは言わなかったけど、中身に問題があったというようなものだったのかとか、やっぱりそういったことはしっかりと議会で総括しないと私はいけないと思います。それをせずにこの流れに乗っていろいろ検討していける気持ちのほうが、感覚のほうが逆に私は信じられないというのが正直なところですよ。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 ということで、私もそういう思いを伊藤委員から今までの発言の中で十分感じていますし、一度、次回の特別委員会の冒頭に、委員長に提案ですけども、前回の投票結果の部分はどう議会として今後扱ってこの議論を進めていくのかという部分は、どうも一度整理をしていくといいますか、伊藤委員からすれば総括という話が出ましたけども、この部分に関して、どうも重く受けとめる中で現在に来るとという表現が、我々委員の中ででもしっくりきてない委員さんもおられると思いますし、こちら辺は議員間討議の中でちょっと話をきちんとしておく必要があるのかなと思いますけども、ほかの委員の方々の御意見をいただけて、もし賛同がいただければ。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 せっかくですからね、これまでは本当にはねのけられてきたということがありましたけど、本当にせっかくですから言わせていただきますけれども、やっぱり議員としていろいろ主義主張はあると思います、当然ね。けども、やっぱり議会が発議をして住民投票をしたわけですから、その結果についてもやっぱり責任持たんといかん部分はあるし、曖昧にしてはいけないと思うのだけれども、何かそれがわけのわからんまま、はっきりと物も言われないうまま、ほかの議員さんが、どんどんどんどん事を進めていくことに対してやっぱりすごく私は議員として違和感がありました。だから本当に次回、そうやって会派持ち帰った上でこの場で議論をしていただければ、本当に私ほうれいしいし、本音の議論をしたいと思うし、それがやっぱり議会だと思いますので、ぜひほかの委員さんにも賛同していただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 今、有松委員から提案があり、伊藤委員が言っとられます。これは委員長と

しては皆さんがそのことを取り上げるということなら別にやぶさかじゃないのですけども、どうですか。何か意見があれば。

じゃあ、確認。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 伊藤委員に確認ですが、今委員がおっしゃった、その議会責任を曖昧にはいけないという、その御意見、この本意というのがどこに向けられているのかというのがちょっと私よくわからなくて、2号案が示されて、提案をされて、議会発議として住民投票を行ったと、その結果を受けて伊藤委員も私も第3次の特別委員会での庁舎整備に関する調査特別委員会、第3次の特別委員会で議論をしてきたと。その結果、ここにも委員長報告あるけども、日本設計と計画条件の内容確認など十分な議論を議会の責任として2号案の検証を行ってきた。そういった中で、2号案が、これは実現が困難なのだという結論を議会として、まさに議会の責任として、その実現困難という結論を導いてきたわけです。今、伊藤委員がおっしゃっておられるのは、そういうことを、2号案を市民に示した議会としての責任ということをおっしゃっておられるのか、そこを聞きたいのです。その議会の責任というのは一体どこに置いておられるのか、そこを聞かせてもらえませんか。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 2号案を示したということではなくて、住民投票条例の検討会のときに、本当に全会一致になる、その検討会で、合意をとる最後のところで、私たちが、共産党が提案した、提案したというか意見を言った、それは本当にその2号案という、2号案といいますけど、かっちりと枠をはめた案をつくるべきじゃないと、住民投票をかける上では、そういうことをずっと主張してきたけれども、金額が入り何々が入りというような案になったわけじゃないですか。最後の最後で住民投票後に、どちらの結果になるかわかりませんが、住民投票後に市民の声を聞いて、その必要な計画の見直しをするということが全体の合意だということで私たちは理解しているので、その2号案が、実際住民投票にかけた2号案が検証の結果、実現不可能だという報告が出たけれども、それができないからといって耐震改修で整備ができないということにはならないですよ。あくまでも耐震改修でいろんな声を聞いてやっていくというのが議会の責任だと思っているので、だからそういう意味で、2号案を提案したという責任ではなくて、耐震改修を実現していかなくてはならないという責任といいますか、そういうこと。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。これは次のテーマですわな。今度のときに有松委員が言われたテーマで、それぞれ思いはありますし、ここでちょっと提案です。これを、先ほど有松委員が言われた提案は次のと言われたけど、このままいくと今始まりますけどね。どうします。ここでこれから始めますか。これは委員会、次の回でいいと言われるんならそれでしますし。

じゃあ有松委員。

◆**有松数紀 委員** もし時間があるのだったらこのまま続けていただいても私は思いますけども、一つ一つ、一回一回の審議を前に進めるためには次回にというようなことを延ばす必要、私は感じていませんけども、唐突に私が提案したものですから、できればということで次回に

しましたが、それは皆さんの考え方で進めていただいたら。

◆**中西照典 委員長** では、私としては、ここまでって、桑田委員に対して、伊藤委員はありましたので、これは回が改まるとまたちょっと今の議論の流れが途切れてしまうので、このまま進めたいと思います。よろしいですか。

じゃあ、有松委員。

◆**有松数紀 委員** 伊藤委員がおっしゃった部分に関して、やっぱり第3次での検討委員会の結果というのは我々の責任で2号案を検証して出した結論ですから、この部分を逃げるわけにはいかないわけで、それはその2号案を提案した中で、あるいは1号案、2号案の中で市民の皆さんは、金額もそうでしょう、場所もそうでしょう。その中で市民の皆さんは2号案がいいじゃないか、こういうことで投票されたというふうに思っているのですよね。だから、その部分ができないということになれば、我々としてはその2号案に固執して耐震化、現在地、このことを言い張るということは私はできないと思いますよ。そういった部分で我々は執行部に一度ボールを返して、執行部が可能性のある、今までの検討の中で考えられる4案を一応上げてきたという判断で、しっかりと中に踏み込んで議論をしていくべきだと、過去の部分をどうだという話ではないのだということで私はこの特別委員会の委員になっているという認識でいますけども。今の気持ちとしてはそういう気持ちです。

◆**中西照典 委員長** じゃあ、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私の意見をちょっと申し上げたいのですが、第3次の特別委員会のときに、当初の案では実現できないという報告をし、それで変更案というものをつくったわけですが、住民投票にかけた2号案というのは概算の段階のいわば県庁だとかいろんなところの実勢価格、そういうものを調べて積算をしたものだ。それで当初の案でできないという、3つの条件が出たのですが、じゃあさっき伊藤委員がおっしゃったけども、耐震改修及び一部増築案が、いろんな工法があるのだが、それで対応できないかといったらできるわけで、だからこそ変更案というものをつくったという経緯もあるので、私はそのこの検証が、やはり第3次で報告した後で検証がされていないというところがやっぱりもう一つ整理しなきゃいかんのかなと。

それと、今回こうして素案を執行部のほうが出していただいたわけですが、いわばこれは比較検討するために2つの耐震と新築の案を分割して4つ出していただいて、これは比較検討しやすいということで出しておられるのですが、やはり住民投票にかけた2号案というのはいわば、議員の皆さんもよく知っておられるけども、必要最小限の耐震改修、必要最小限の耐震改修とは何だと、これは県庁の耐震工事と同等だということから出発をして、それが3点セットで20億。その中で、例えば市民の皆さんからいろんな要望が出た。だから、そういう整備を付加していく、あるいは法に基づいて整備しなきゃならんことはそれに上乗せをしようということでスタートした2号案でありまして、やはりそのこの検証をこの委員会の中でもっと議論して、そして今回、市のほうが出された4つの素案の検討を比較検討していくべきだろうと思うし、具体的なことを一つ言わせていただきますけども、例えば他都市でも耐震改修をやってる都市がありますけども、耐震改修をやったところというのは、例えば今の職場スペースが広がるわけでもないわけでありまして、だから、一つの比較検討の目安とし

て、職員一人頭24.4平米という数字が出ていますけども、本当に今の鳥取市の職務の状況であり、財政の状況なんかを考えて本当にどれだけの職務スペースが必要なのかと、やっぱりそういうところもこれから動いてくる数字だろうというふうに思っています。

そういうところも議論していかないといけないという話であろうと思いますし、現実、私もきょう素案の中身見てもまだまだ理解できないところがたくさんあるので、会派に持ち帰って担当課に来ていただいて我々会派の全員と議論をしていただいて、やっぱり我々も頭を整理させていただきたいという部分があります。そういうことで、私は有松委員がおっしゃった意見もようわかるのだけでも、確かに議会も迷走しましたけども、やはり私は執行部のこの進め方にも大きな問題があるのだらうというふうに思います。それは少なくとも23年、やっぱり住民投票に出すべきでしたよ。日本設計で74億8,000万の基本計画をつくって、10月にはまとめて出てきとるわけでしょう。市立病院に新築移転と決められたわけでしょう。やっぱりあの時点で出されるべきですよ。**(発言する者あり)** いやいや、位置条例を出すべきですよ。それでやっぱり、それを出されないから住民投票という結果に結びついていったわけですよ。住民投票で市民の意味も明らかになった。やっぱりこの2つは地方自治を預かるとる執行部にしても議会にしても、そこの重みはきちっと受けとめてかからないと本当の議論に私はならんと思っています。

◆**中西照典 委員長** 今、副委員長からも提案がありまして、有松委員あるいは伊藤委員、その他の方々もそれぞれこのさかのぼる、我々から見るとさかのぼるのですが、伊藤委員にすればちょっと違うかもしれませんけども、きょうはこれを最後までどうなる、決着をつけるというのは当然できないと思っているので、それぞれの意見が出たということでここで閉めたいと思います。で、この問題はずっと続いてきていますし、これからも続くと思います。伊藤委員の言われることは。ただ、それも僕はありながらやっぱり進めることは進めたいと、橋尾委員も言われるような、やっていきたいと思しますので、きょうはここで閉めさせていただきますけど、よろしいですか。いいですか。

では、これをもちまして庁舎整備に関する調査特別委員会第17回を閉会します。

済みません、閉会した後に言うのはおかしいのだけど、次はまた副委員長と相談しながら開会日を決めさせていただきます。

午前11時37分 閉会